

# 福岡県公報

平成27年10月2日  
第3732号

## 目次

### 告示 (第791号 - 第799号)

○都市計画の変更	(都市計画課) …………… 1
○都市計画の変更	(都市計画課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○平成27年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課) …………… 6
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7

### 公 告

○土地改良区の換地処分	(農村森林整備課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課) …………… 8
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課) …………… 8
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課) …………… 8

### 公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) …………… 9
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 10

### 雑 報

○平成28年度福岡県農業大学校の研修生の募集	(経営技術支援課) …………… 12
------------------------	--------------------

## 告 示

### 福岡県告示第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画道路を変更（福岡都市計画道路3・3・21号長浜太宰府線の変更）

### 福岡県告示第792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画道路を変更（小郡都市計画道路3・4・4号筑紫祇園線及び3・5・13号久留米小郡線の変更）

**福岡県告示第793号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女線 香春	前	八女市星野村5050番1先から 八女市星野村5193番4先まで	7.7 ～ 10.8	59.2
			後	八女市星野村5050番1先から 八女市星野村5193番4先まで	11.3 ～ 21.2	

**福岡県告示第794号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 香春	八女市星野村5050番1先から 八女市星野村5193番4先まで

**福岡県告示第795号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般国道	442号	前	八女市黒木町北大淵8567番1先から 八女市黒木町北大淵8572番2先まで	6.8 ～ 7.3	52.4
			後	八女市黒木町北大淵8567番1先から 八女市黒木町北大淵8572番2先まで	7.0 ～ 31.0	

**福岡県告示第796号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市黒木町北大淵8567番1先から 八女市黒木町北大淵8572番2先まで

**福岡県告示第797号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	中尾 大刀洗線	前	三井郡大刀洗町大字本郷 1988番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1017番1先まで	6.2 ～ 17.0	340.0
			後	三井郡大刀洗町大字本郷 1988番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1017番1先まで	9.6 ～ 17.0	

**福岡県告示第798号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	筑紫野 筑穂線	前	飯塚市筑穂元吉872番27 先から 飯塚市筑穂元吉510番74 先まで	10.8 ～ 16.8	41.5
			後	飯塚市筑穂元吉872番27 先から 飯塚市筑穂元吉510番74 先まで	12.1 ～ 16.8	

**福岡県告示第799号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	犀川 豊前線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱 1532番5先から 京都郡みやこ町犀川帆柱 1532番26先まで	11.0 ～ 20.0	46.0
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱 1532番5先から 京都郡みやこ町犀川帆柱 1532番26先まで	13.0 ～ 33.0	

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市天道町133番3から133番5まで、136番4、136番6及び136番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市上官町三丁目150番地  
有限会社隈部建設  
代表取締役 隈部 重光

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人ふみの里スポーツクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
南里 正美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
糟屋郡宇美町宇美東三丁目8番1号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、宇美町周辺地域の住民に対して、スポーツ・健康・文化活動に関する事業を行い、住民の健康増進、子ども達の健全育成、高齢者の生きがいづくりなど、元気なまちづくりに寄与することを目的とする。

### 公告

平成27年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
次のいずれかに該当する者が受験できる。
  - (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
  - (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
  - (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 2 試験

## (1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

## (2) 日時

平成28年2月19日（金曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時から行う。

## (3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

## (ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成28年1月4日（月曜日）から同月12日（火曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成28年1月12日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

## (3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

## 4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成28年3月16日（水曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

## 5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字高橋1843番99、1843番220及び1843番222

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字乙犬1056番8 バルトチェン篠栗A棟 202号

大賀 匡敏

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町長者原西三丁目603番3、604番1、604番5から604番7まで及び605番1から605番5まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
熊本県熊本市中央区安政町1番2号  
株式会社カーリーノ  
代表取締役 馬場 英治

**公告**

次の加入区において平成23年9月福岡県告示第1612号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成27年9月30日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 芦屋加入区  
大和加入区

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年9月16日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字中元寺の一部（中元寺地区第6換地区）	換地計画書の写し	平成27年10月2日から平成27年11月2日まで	添田町役場

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字西牟田字天堤6354番2の3及び6354番62
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑後市大字西牟田6365番地  
社会福祉法人桜園  
理事長 植田 清一郎

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市武蔵三丁目202番1、203番1、203番3、204番1から204番3まで、205番1、205番4及び212番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

ダイワロイヤル株式会社  
代表取締役 原田 健

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市針摺中央一丁目476番7、476番11、478番1及び478番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市諏訪野町2346番地1 ビブレマンション諏訪野507号  
株式会社ケアクリエイツ  
代表取締役 城 圭介

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩久家字切獄1409番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市城南区田島二丁目26番54-1号  
津岡 純

### 公告

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区	田川郡大任町大字大行事の一部 (田川郡大任町大字大行事丹波地区)	平成27年9月2日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三井郡大刀洗町大字本郷字新貝4366-1及び4366-7から4366-28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫野市光が丘五丁目18番地5  
株式会社西和不動産  
代表取締役 赤司 昭雄

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市泉中央五丁目692番3から692番23まで及び987番1から987番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目19番30号  
株式会社エイダイホーム  
代表取締役 岡本 公平

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成27年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年10月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,664

### 福岡県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成27年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年10月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

616,646

### 福岡県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成27年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年10月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,701
北九州市小倉北区	49,771
北九州市小倉南区	57,512
北九州市若松区	23,114
北九州市八幡東区	19,593
北九州市八幡西区	69,693
北九州市戸畑区	16,352
福岡市東区	77,976
福岡市博多区	59,599
福岡市中央区	50,245
福岡市南区	68,012
福岡市城南区	33,238
福岡市早良区	56,992
福岡市西区	52,921
大牟田市	33,542
久留米市	81,703
直方市	15,799
飯塚市・嘉穂郡	39,459
田川市	13,489
柳川市	18,976
八女市・八女郡	23,741
筑後市	13,020
大川市・三潞郡	13,867
行橋市	19,652
中間市	12,200
小郡市・三井郡	19,736
筑紫野市	27,235
春日市	29,260
大野城市	26,000
宗像市	26,156
太宰府市	19,153
古賀市	15,593
福津市	16,123
うきは市	8,519
宮若市・鞍手郡	15,007
嘉麻市	11,381
朝倉市・朝倉郡	23,945
みやま市	11,033
糸島市	26,923
筑紫郡	12,811



糟屋郡	58,592
遠賀郡	26,136
田川郡	22,860
京都郡	15,395
築上郡・豊前市	16,715

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第280号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年10月2日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成28年1月7日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成28年1月8日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
各検定15名
- 4 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不

合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

平成27年12月7日（月）から同年12月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

#### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

#### (4) 必要書類

- ア 必須書類
  - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
  - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに

限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第281号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年10月2日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年11月18日（水）から同年11月26日（木）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（5日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年11月25日（水）から同年11月26日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

6名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が

通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年10月13日（火）から同年10月15日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 添付すべき書類

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し

(イ) 前記5(4)アに掲げる書面

(5) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続き場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

雑 報

公告

平成28年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成27年10月2日

福岡県農業大学校長 姫野伸二

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6ヶ月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする）。
- (2) 研修開始 平成28年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。

ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

#### 4 募集日程

##### (1) 受付期間

ア 受付期間は、平成28年1月4日（月曜日）から平成28年2月5日（金曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成28年2月5日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

##### (2) 面接日

平成28年2月23日（火曜日）

##### (3) 研修生の決定

平成28年3月2日（水曜日）

#### 5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

##### (1) 技術習得研修受講申込書

##### (2) 下記のうちいずれかの書類

- 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
- 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
- 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

##### (3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

#### 6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

#### 7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

#### 8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

#### 9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。